

地方創生コンシェルジュ

～活用の手引き～



平成28年7月
内閣府地方創生推進室

地方創生コンシェルジュとは

○コンシェルジュ制度の概要

地方創生コンシェルジュ制度とは、「地方版総合戦略」に沿って施策展開を進め、地方創生に取り組む地方公共団体に対して、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、平成27年2月27日に構築された仕組みです。

○コンシェルジュ名簿

地方創生コンシェルジュには、当該地域に愛着のある国の職員が1,000人規模で選任されています。地方公共団体に対して、当該地域の地方創生コンシェルジュの名簿を、およそ四半期に1度のペースで更新したうえで送付いたします。各地方創生コンシェルジュの連絡先や当該地域とのゆかりや想いも記載していますので、ご相談の際の参考にしてください。

○コンシェルジュの活用

全国どの地方公共団体も活用することができます。地方創生コンシェルジュは基本的に都道府県ごとに、当該都道府県及び管内市町村のために選任されており、各市町村は都道府県を介さず直接地方創生コンシェルジュへご相談いただけます。親切・丁寧・誠実に対応させていただきますので、お気軽にご相談ください。

地方創生コンシェルジュに 相談できる内容・相談方法

地方創生に関するどのような内容でも相談していただけます。具体的には相談事例を参考にしてください。

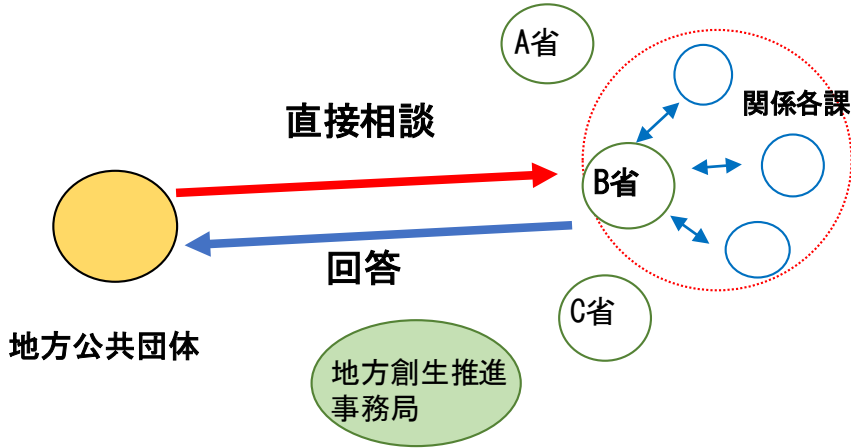
各府省庁の所掌分野に関する相談であれば当該府省庁の地方創生コンシェルジュに、担当府省庁が不明なものや各府省庁にまたがるものについては、内閣府地方創生推進室の地方創生コンシェルジュにご相談ください。

また、誰に相談していいか分からない場合には、個別の地方創生コンシェルジュ宛ではなく、内閣府地方創生推進事務局のHPにある相談フォームからご相談いただければ、地方創生コンシェルジュ内で担当を決め、責任を持って回答させていただきます。

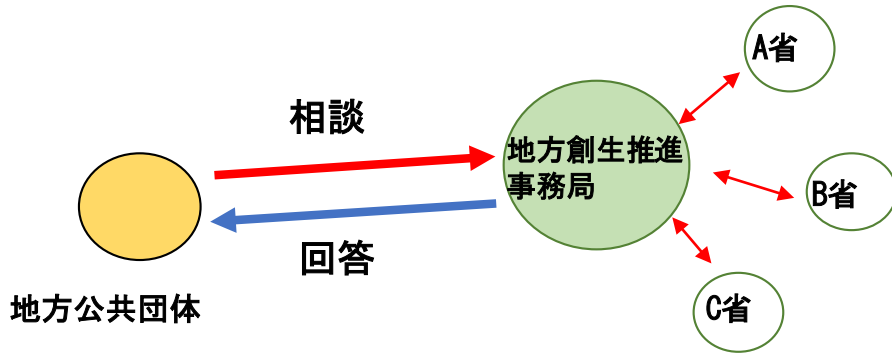
※内閣府地方創生推進事務局コンシェルジュHP

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/concierge/index.html>

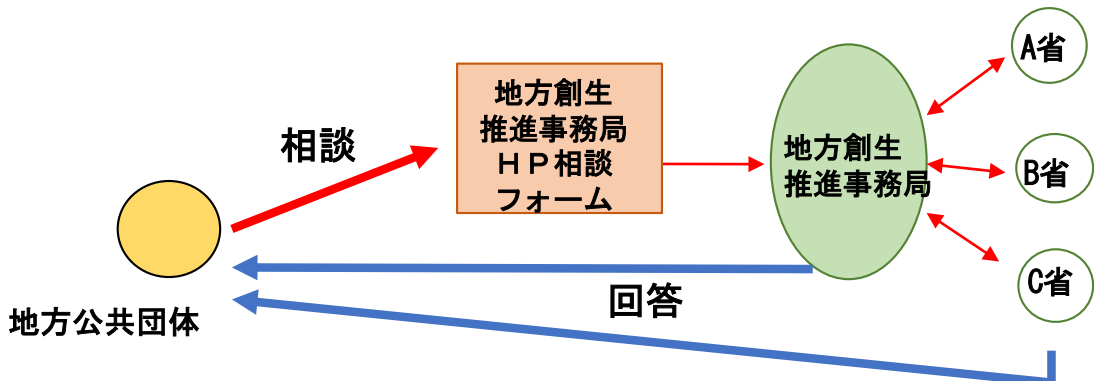
○ 具体の担当府省庁が明確な場合



○ 具体の担当府省庁が分からない場合



○ 相談フォームご活用の場合



Q & A

Q. 地方版総合戦略や地方創生関連の交付金についても、地方創生コンシェルジュに相談してもいいのか。

A. 地方版総合戦略や地方創生関係交付金につきましては、地方創生コンシェルジュとは別に担当者を配置しており、そちらに直接ご相談いただくことも可能ですが、地方創生コンシェルジュにご相談いただいてももちろん結構です。

※地域担当及び交付金担当連絡先

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/toi_list.pdf)

Q. 政策間連携など省庁横断的な施策はどの地方創生コンシェルジュに相談したらよいか。

A. 各府省庁にまたがる場合や所管省庁が不明な場合は、内閣府地方創生推進室のコンシェルジュへご相談ください。地方創生推進室コンシェルジュが全体の窓口となり対応させていただくとともに、必要に応じて関係府省庁の担当者を紹介させていただきます。

Q & A

Q. すぐ回答してもらえるのか。

A. セクションがまたがる相談内容の場合は、回答までに一定のお時間をいただくこともありますが、ご相談には各地方創生コンシェルジュが責任をもって、可能な限り迅速に対応させていただきます。

Q. 職位の高い地方創生コンシェルジュが多く相談しづらい。また名簿に記載されている人数が多く、誰に相談していいかわからない。

A. 地方創生コンシェルジュは多数の幅広い役職の職員で構成しております。どの地方創生コンシェルジュにご相談いただいても結構です。当該地域に愛着を持っている国の職員ですので、職位の高さは気にせず、名簿に記載されている当該地域への「縁や想い」も参考にしながら、お気軽にご相談ください。
なお、内閣府地方創生推進事務局HPにある相談フォームであれば、相談相手を選ばなくても相談することができます。

Q & A

Q. 意見交換会や顔合わせの場を設けてもらえないか。顔を合わせたことがある地方創生コンシェルジュの方が今後相談しやすくなる。

A. これまで東京において、意見交換の場を設けさせていただいた地方公共団体も多くございますが、今後は可能な限り東京のみならず各地方でも意見交換会や顔合わせの場を設けていきたいと考えています。

Q. 地方創生コンシェルジュへの相談事例集を公表してほしい。

A. 地方創生コンシェルジュ活用状況調査（アンケート調査）において、地方公共団体の皆様からいただいたご要望を踏まえ、今般相談事例集を作成しましたので、参考にしてください。